

特別支援教育就学奨励費 申請のご案内

高松市立小・中学校に就学している、障がいのある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校で必要な経費の一部を支給しています。



支給方法等が
変わります！

➡詳しくは裏面へ

対象者

次のいずれかに該当する方

- 高松市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者
 - 高松市立小・中学校の通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者
- ※ 生活保護(教育扶助)や就学援助を受けている方は**対象外**です。
- ※ **就学援助の方が支給費目や支給金額が多い**ため、受給できる可能性がある方は、就学援助の申請をお勧めします。



【支給金額の一例】

就学援助の詳細はこちら↑

支給費目	特別支援教育就学奨励費 (全6費目)	就学援助 (全12費目)
学用品費	学用品・通学用品費として、 小学校：5,820円 中学校：11,370円	小学校：11,630円 (年額) 中学校：22,730円 (年額)
修学旅行費	小学校・中学校：実費の1/2	小学校・中学校：実費
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	小学校：28,530円 中学校：31,500円	小学校：57,060円 中学校：63,000円

支給額や費目が
約**2倍**

申込方法

特別支援学級に在籍している児童生徒：通学している学校よりご案内を行います。
通常の学級に在籍する児童生徒：申請を希望する場合は、学校へお問い合わせください。

対象者	必要な書類など	提出先等
全員	①申請書	学校
全員 ※辞退者を除く	②右の申請フォームから 振込先口座を登録	
令和8年1月1日時点で高松市外に住んでいた方 (令和7年4月2日時点で18歳以上の世帯員全員)	令和7年中の所得が確認できる書類 (令和8年度所得課税証明書など)	学校

※ 18歳以上の方で**収入がない人も、所得の申告は必要**です。

※ 申請フォームから登録する口座は申請書に記載する口座と同じものにしてください。

令和8年度からの変更点

- 「学用品・通学用品購入費」及び「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(新1年生のみ)」について、**領収書やレシートの提出は不要**とし、**定額支給に変更**します。
- この2費目を**教育委員会から保護者への直接振込に変更**します。

支給対象経費及び支給額

費目	小学校	中学校	支弁区分	支給先	支払時期(予定)
学用品・通学用品購入費	5,820円	11,370円	I・II	保護者	1月
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	28,530円	31,500円			11月 (1年生のみ)
学校給食費	無償化のため支給なし	実費(1食当たり1円を除いた額)の1/2	I・II	学校	3月
修学旅行費	実費の1/2	実費の1/2			春実施校:1月 秋実施校:実施後
校外活動費	実費の1/2 (限度額800円)	実費の1/2 (限度額1,155円)			1月
通学費	実費	実費			III
	実費の1/2	実費の1/2			

支弁区分とは



同一世帯全員の所得額と、生活保護基準により測定した需要額の割合で、I～IIIを決定します。各ご家庭の収入や、家族構成等に応じて算定するため、目安となる金額も異なります。

(支弁区分IIとなる一例)

父(40歳)、母(40歳)、子(6歳)

➡世帯の所得額が約480万円以下

父(40歳)、母(40歳)、子(13歳)、子(7歳)

➡世帯の所得額が約610万円以下

※上記の所得金額はあくまで目安であり、各ご家庭の収入状況や、家族構成によって異なります。